

# 会 議 録

## 1 日時

平成27年5月28日（木）

午後2時20分～午後2時55分

## 2 場所

名古屋市中区丸の内二丁目5番10号

アイリス愛知 コスモス

## 3 出席者

会長ほか委員24名（うち代理出席9名）欠席2名

（別紙出席者名簿のとおり）

事務局（地域安全課6名）

## 4 議題

平成27年度愛知県交通安全実施計画について

## 5 議事の経過

### （1）開会

#### ○ 事務局（地域安全課主幹）

それでは、ただ今から平成27年度愛知県交通安全対策会議を始めさせていただきます。

なお、愛知県では、現在さわやかエコキャンペーンを実施中であり、軽装・ノーネクタイでも構いませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、当対策会議の会長であります大村愛知県知事からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

### （2）あいさつ

#### ○ 大村知事

みなさん、こんにちは。

愛知県知事の大村です。

本日は、平成27年度の愛知県交通安全対策会議を開催させていただきましたところ、委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、常日頃から、交通安全への取組に対し、ご理解とご支援をいただいております。感謝申し上げます。

本年度は、平成23年度から実施をしております第9次愛知県交通安全計画の最終年度となります。

この計画では、「平成27年までに、年間の交通事故死者数を185人以

下、交通事故死傷者数を55,000人以下にする」という目標を掲げ、その減少に努めてまいりましたが、昨年の本県における交通事故死者数は、前年より15人減少したものの204人の尊い命が失われました。

今年も、交通死亡事故が相次ぎ、これまでに1月15日、2月5日、5月7日と3回の交通死亡事故多発警報を発令するなど厳しい状況が続いております。

そうした中、県、皆様方を始めとする関係機関、団体による広報啓発活動、県警察による指導取締などを実施し、交通死亡事故抑止に努めているところであります。

これまでのところ、交通事故死者数は、前年より減少しておりますが、気を緩めることなく、悲惨な交通事故を一件でも減らすため、皆様方を始めとする関係機関、団体と連携いたしまして、啓発活動を展開していきたいと思っております。

また、交通事故の防止には、自動車の安全技術を向上させることも有益でありまして、県では、平成25年6月、2年前に産学行政で構成する「自動車安全技術プロジェクトチーム」を立ち上げ、自動車の安全技術に関する研究開発、実証実験の実施、先進安全自動車の体験試乗やセミナーの開催などに取り組んでいます。

今年度も、この自動運転車による公道走行試験の支援など、全国に先駆けた様々な研究開発、実証実験に取り組んでおります。

こうした取組を通じて、今年こそは、なんとしても交通死亡事故を大きく減らしまして、185人以下という目標を達成するとともに、全国ワースト1位を返上していきたいと思っております。

今、3月後半から、愛知県は全国ワースト1位ではない状況でございますが、ワースト1位ではないと言いながらも、ワースト2位で、あまり褒められたものではありませんので引き続きしっかりやっていくのが大事だと思います。

20人減らさなければなりませんので、今のペースだと目標の185人以下というのはなかなか難しいですね。

今のところ減少と言っても一桁でしたか。

<警察本部長> 2名減少です。

2名か。ですから、なかなか185人以下にするというのは難しい状況なので、引き続き皆様にご協力いただいて、しっかり27年度取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

### (3) 議事

#### ○ 事務局（地域安全課主幹）

ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

愛知県交通安全対策会議の議長は、愛知県交通安全対策会議運営要綱の規定により、会長であります知事が務めることとなっております。

大村知事よろしくお願いいたします。

#### ○ 大村知事

それでは、議長を務めさせていただいて、会議を取り進めさせていただきます。

はじめに、愛知県交通安全対策会議運営要綱に規定する定足数であります。が、会長、委員及び特別委員の定数は合計26名で、本日の出席者は24名、欠席者は2名となっておりますので、出席者が過半数を超えておりますので、この会議は成立いたします。

なお、本日の会議録につきましては、運営要綱規定により、出席者の中から2名に署名を頂きます。

署名人は、議長が指名いたします。

名古屋地方気象台長の内田裕之さんよろしくお願いいたします。

それから、愛知県教育委員会教育長の野村道朗さんをお願いいたします。

それでは、本日、お諮りする議題は、平成27年度の愛知県交通安全実施計画についてでございます。

それでは、事務局から説明願います。どうぞ。

#### ○ 事務局（地域安全課長）

それでは、事務局より説明させていただきます。お手元の「平成27年度愛知県交通安全実施計画（案）」をご覧ください。

この実施計画は、交通安全対策基本法に基づき平成23年度に策定しました第9次愛知県交通安全計画に従って、本年度における県内の陸上交通の安全に関し、具体的に講ずるべき施策をまとめたものでございます。

表紙をおめくりいただきますと、「はじめに」ということで、交通情勢、12年連続で全国ワースト1位という憂慮すべき現状、そして「交通事故のない社会」の実現を目指すことを、知事のことばとして掲載しております。

次に、目次をご覧ください。実施計画は、ローマ数字の、

Iの平成27年度愛知県交通安全実施計画の目標

IIの愛知県の交通事故の現況

IIIの講じようとする施策

IVの参考

の4部構成となっております。

中心となるローマ数字のIIIの「講じようとする施策」については、全体で「10節」で構成し、「51項目」「131細目」からなっております。

内容につきましては、平成23年度から27年度までの5か年を期間とする第9次愛知県交通安全計画に沿って作成しており、事故情勢等を踏まえて、本年度に取り組む内容を記載しております。

それでは、ローマ数字のIの「平成27年度愛知県交通安全実施計画の目標」でございますが、1ページをご覧ください。

本年度の実施計画の目標は、2に記載してございます「交通事故のない社会を実現することが究極の目標であるが、本県の交通事故情勢等を踏まえ、本計画に定める諸施策を確実に実施することにより、死者数を始め、人身事故件数、負傷者数の全てを前年より減少させることを目標とする。」としております。

これは、第9次愛知県交通安全計画が定められた平成23年から継続して同じ目標を掲げており、この5年間での結果としましては、交通事故は減少しております。

具体的な数値目標は、平成27年までに年間の交通事故死者数を185人以下、交通事故死傷者数を55,000人以下としております。

次に、3ページをご覧ください。ローマ数字のIIの「愛知県の交通事故の現況」になります。

平成26年中の統計資料から、本県における死亡事故の実態を、3ページから6ページまで表などを使って記載しております。

4ページ中程の3、「平成26年中の交通死亡事故の特徴」をご覧くださいと、(1)の年齢別で、65歳以上の高齢者の死亡事故が約60%と高い割合であることや、5ページの(3)、「道路形状別」では交差点での死傷者数が94人で多発していることなどを記載しております。

続きまして、ローマ数字のIIIの「講じようとする施策」のうち、今回新たに計画に盛り込んだ内容を中心に説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1節の「道路交通環境の整備」につきましては、歩道の整備や信号機の整備など道路交通環境を整備する内容となっております。

そのうち、具体的な取組について説明させていただきたいと思っております。

10ページをご覧ください。

「通学路における交通安全対策の推進」の細目（2）「交通安全確保に関する組織横断的な推進体制の確立」についてでございますが、通学路の安全確保の推進体制を構築するために、これまで市町村に「通学路安全推進会議」の設置を働きかけ、「通学路安全推進事業」に取り組んでまいりました。

昨年も同事業を進め、各市町村において「通学路安全推進会議」等の名称で推進体制を組織し、通学路の安全確保のための効果的な運用を図っております。

本年度は、昨年度まで通学路安全推進事業の対象自治体であった豊橋市と常滑市をモデル地域とし、通学路の安全を確保する体制の充実を図るとともに、交通安全の意識や技能を高めるため教育方法の開発を行い、成果発表会等の機会を通じて市町村に情報提供をしてまいります。

続きまして、21ページをご覧ください。

項目5「効果的な交通規制等の推進」の最下部の細目（3）「交通実態に即した交通規制の推進」ですが、平成25年12月に国の有識者懇談会がとりまとめた「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえつつ、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうか点検・見直しを図ってまいります。

それでは次に、41ページをご覧ください。

第2節の「交通安全思想の普及徹底」につきましても、交通安全教育や広報啓発を内容としております。そのうち、具体的な取組について説明をさせていただきます。

59ページをご覧ください。

項目3「交通安全に関する普及啓発活動の推進」の細目（9）「思いやり意識の高揚と交通マナーを向上させる活動の推進」について、今年度新たに取組む内容について説明させていただきます。

60ページをご覧ください。

（4）「高齢者交通安全広報事業」です。

これは、高齢者の交通事故防止を目的として、平成26年度に実施した「高齢者交通安全川柳コンテスト」の優秀作品を活用して、映画館での映像広報や、それに合わせた啓発イベントの開催等の啓発活動を行うことにより、高齢者自身はもとよりドライバーも含めた地域住民全体の交通安全意識の向上を図ってまいります。

続きまして、（5）の「ドライバーマナー向上推進事業の実施」についてでございます。

まず、アの「法令違反・悪質危険運転対策」について説明させていただきます。

ます。

これは、ドライブレコーダーに実際に記録された悪質・危険運転の映像を活用して啓発を行うキャラバン隊を結成し、法令違反、悪質危険運転に起因する人身事故が多い市町村を巡回し啓発キャンペーンを実施するもので、ドライバーに対して交通ルール遵守を訴えてまいります。

続きまして、(6)「地域連携交通安全モデル事業」でございます。

これは、ドライバーの運転マナーの向上、高齢者や子ども等の事故防止を目的とした取組で、市町村や地元企業・団体など地域の関係者が地域住民と連携して啓発活動を行う取組をモデル事業として委託し、地域の交通事情に合った実効性のある創意工夫にあふれた取組の掘り起こしを図り、その成果を広く県内に周知してまいります。

それでは次に、65ページをご覧ください。

第3節「安全運転の確保」につきましては、運転者教育、安全運転管理、運送事業者の運行管理、交通労働災害の防止や道路交通情報を内容としております。そのうち、具体的な取組について説明させていただきます。

66ページ下段をご覧ください。

項目1「運転者教育等の充実」の細目(4)「高齢運転者対策の充実」でございしますが、75歳以上の高齢運転者に対する講習予備検査の適切な運用の徹底を図るとともに、運転シミュレータを活用し、高齢者の身体機能の変化と行動特性を捉えた交通安全教育を図ってまいります。

続きまして、69ページをご覧ください。

項目2「適正な運転免許行政の推進」でございしますが、危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速的確に実施するとともに違反登録に要する期間の短縮や、行政処分長期未執行者の解消を図ってまいります。

続きまして、70ページをご覧ください。

項目3「きめ細やかな運転者施策の推進」では、運転者個々の心理的・性格的な教育等を実施するため、運転適性検査の積極的な実施に努めるとともに、障害者及び一定の症状がある病気等にかかっている方を対象とした制度の周知と的確な運用に努めてまいります。

それでは次に、83ページをご覧ください。

第5節の「道路交通秩序の維持」につきましては、交通指導取締り等の強化が内容となっております。

そのうち、具体的な取組について説明させていただきます。

まず、項目1交通の指導取締りの強化等の内、細目(1)「一般道における効果的な指導取締りの強化等」の「2 計画の内容」の(1)「交通事故

抑止に資する交通指導取締り」でございます。

交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、取締り時間・場所・体制等を検討した上で、飲酒運転のほか、無免許運転、著しい速度違反、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反等に重点をおいた指導取締りを一層強化するとともに、危険ドラッグ使用運転についても、厳正な取り締まりを推進してまいります。

そして、(6)「自転車利用者に対する指導取締の推進」では、本年6月から自転車運転者講習制度が開始されますので、同制度についての広報と合わせ、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、携帯電話使用等の違反等に対する指導を一層強力に推進するとともに、悪質・危険な自転車利用者に対しては、積極的な検挙措置を講じてまいります。

それでは次に、89ページをご覧ください。

第6節の「救助・救急体制の充実」につきましては、交通事故に起因する救助・救急体制の充実を内容としております。

まず、項目1「救助・救急体制の整備の中の、細目(2)「救助・集団救急体制の整備」ですが、大事故に対処するため連絡体制の整備、救護訓練の実施及び災害派遣医療チームの活用、救助・集団救急事故体制の整備を推進してまいります。

それでは、最後に、99ページをご覧ください。

第8節の「研究開発及び調査研究の充実」につきましては、交通事故、渋滞等の道路問題だけでなく、環境問題の解決につながる最先端技術を活用したITS等の高度道路交通システムに関する研究開発を推進するとともに、その成果の普及を図る内容となっております。

その中でも、具体的な取組について説明をいたしますと、細目(1)「高度道路交通システムITSに関する研究開発の推進」です。

中程の2の「計画の内容」(1)「愛知県ITS推進協議会の運営」でございますが、ITSの実用化に向けた調査研究活動や普及啓発活動等を推進します。

また、平成26年度にゾーン30で実施した交通安全のためのITS実証実験についてその成果の普及を図ってまいります。

以上、簡単ではございますが、平成27年度愛知県交通安全実施計画(案)の説明を終わらせていただきます。

○ 議長(大村知事)

それでは、ただ今説明していただきました平成27年度交通安全実施計画(案)につきまして、御意見又は補足等ありましたらお伺いしたいと思います。

す。

まず、私から指名させていただいて、ご意見を承ります。

最初に、交通管理者のお立場から木岡警察本部長に伺いたいと思います。  
どうぞ。

○ 県警本部長

それでは、警察本部から発言させていただきます。

まず最初に、県下の交通事故情勢につきましては、冒頭に大村知事からお話がありましたとおり、全国ワースト2位の位置にありますが、昨日現在で交通事故死者77人に上り、昨年対比で減少数は2人ととどまるなど、極めて厳しい状況にあります。

その主な特徴について申し上げますと、1つは、高齢者の事故死者数が44人と、全体の半数以上占めており、比率が高いこと。

2つは、自転車運転者が第一原因となる死亡事故が昨年に比べ増加していること。

3つは、交差点内における死亡事故が全体の半数近くを占めていることが挙げられ「高齢者」「自転車」「交差点」がキーワードとなります。

本年は「第9次愛知県交通安全計画」の最終年であり「交通事故による年間死者数を185人以下にする」との目標を達成するためには、今後より一層各種対策を強化する必要があります。

警察といたしましては、警察運営の基本目標として「交通死亡事故の抑止」を最重要課題の一つに掲げ、安全で快適な交通社会の実現を目指し、各種交通事故抑止活動を強化しているところであり、特に重点的に推進しております取組について申し上げます。

まず、交通事故を防止し、人優先の交通社会を実現するため、県民の安全行動の定着化が必須でありますことから、愛知県交通安全推進協議会が主唱する「交通安全スリーS運動」の周知に向けた広報啓発活動の他、ストップ、スローにつながる交差点関連違反の取締りを徹底しております。

また、交通事故の発生状況と交通取締状況等をリンクさせ、真に交通事故抑止に資する活動となるよう努めるとともに、交通工学、人間工学、交通心理学などの知見に基づく各種対策を積極的に推進するなど、交通事故分析の高度化を図っているところでもあります。

加えて、来月1日から施行されます「自転車運転者講習制度」を効果的に推進するため、段階的かつ体系的な交通安全教育を継続して交通ルールの周知徹底を図りますほか、悪質・危険な自転車運転者については、指導取締りを強化するなど、自転車の安全利用の促進を図ってまいります。

今後とも交通事故のない社会の実現に向けて、各種施策を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、自治体を始め、関係機関、団体等のご協力を賜りますようお願いいたします。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、児童・生徒に対する交通安全教育を担当するお立場から、野村教育長、どうぞ。

○ 教育長

愛知県教育委員会教育長の野村でございます。

私からは、児童生徒の交通事故の状況につきまして御説明をさせていただきます。

平成26年度中に、県教育委員会に報告がありました重大事故の人数でございますが、小学生38名、中学生32名、高校生42名で、併せて112名となっております。

そのうち、6名の尊い命が失われましたことは、大変残念でなりません。

事故の内訳でございますけれども、自損や加害の事例も見られますが、全体の92%は、児童生徒がけが等を負う被害事案となっております。

状況別では、自転車乗車中の事故が54件で、これは報告総数の48%にあたります。小学生は、歩行中の事故が半分以上を占め、横断歩道を渡っていて被害に遭った事例が6件ございました。また、6割近くの事故が、登下校中などの学校管理下で発生している状況にあります。

事故の原因をしてみると、飛び出しや周囲への配慮不足等、児童生徒の側に非が認められる事案がある反面、つい先日も大阪府で登校中の小学生の列に後ろから車が突っ込む事故が発生しましたが、子どもたち自身が交通法規を守って通行している状況においても、運転者の前方不注意等に起因すると思われる事故が多く発生しています。

一歩間違えば命に関わったであろう内容の報告が増加している傾向が見られ、憂慮すべき状況が続いております。

こうした状況を踏まえまして、県教育委員会では、これまで、県立学校及び市町村教育委員会に対しまして、随時、通知文書や会議の場での依頼等を通じて、交通安全のさらなる推進をお願いしてまいったところでございます。

また、高校生の交通安全意識の向上を図るために、啓発資料の提供、交通安全指導者研修会などに取り組むとともに、小中学生の登下校中の事故防止に関わる通学路の交通安全対策につきましては、先ほどもご説明にありましたように、市町村教育委員会に対しまして、「通学路安全推進会議」を核とした推進体制の構築、及び、取組の基本的方針となる「交通安全プログラム」の策定を働きかけてまいりました。

この「交通安全プログラム」につきましては、文部科学省の委託事業によって、モデル地域におけるプログラムをアドバイザーの助言を得ながら策定し、その取組成果につきましては、昨年度末に、事業報告書として各市町村教育委員会を通じて、全公立小学校へ周知したところでございます。

今年度も引き続き、文部科学省の委託事業を活用してまいります。これまでのプログラムが、ハード面の改善が中心となっていたものを、自分の命は自分で守る自己防衛の習慣や道路環境及び交通状況に応じた危険回避能力の育成を目指した教育手法の開発にも力を入れて取り組んでまいります。

そして、2月には、本事業に係る成果発表会を開催し、安全教育のさらなる充実について普及・啓発を図ってまいります。予定としております。

交通安全対策につきましては、教育委員会、学校だけではなく、家庭や地域、さらに県警や道路管理者を中心とした関係機関との協働が必要不可欠でございます。

今後とも、緊密な連携と御協力をお願い申し上げます。県教育委員会からの説明とさせていただきます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、道路管理者の立場から、市川建設部長、どうぞ。

○ 建設部長

建設部長の市川でございます。

建設部では、交通安全実施計画に位置付けた14項目・33施策に取り組んで参りますが、ここでは、今年度、特に力を注いでいきたいと考えております3つの施策をご説明させていただきます。

第1に、「通学路における安全・安心な歩行空間の確保」に向けた取り組みでございます。

通学路は、最も身近な生活道路であり、通学中の児童を始め歩行者の安全を確保に向け、小学校の近くなど、特に多くの児童が利用する区間について、歩道の整備を重点的に進めてまいります。

市街地など用地の取得に長期を要する場合には、路肩の歩行空間を緑色のカラー舗装により明示し、ドライバーに対し歩行者への注意喚起を行うなど、より即時的に安全性を向上させる取り組みを進めてまいります。

また、通学路の安全を確保していくためには、地域と連携し、市町村道を含めた面的

な対策を講じていくことが不可欠です。

このためには、先ほど教育長からお話のありましたように、学校・警察・道路管理者が連携して「通学路交通安全プログラム」を策定し、危険箇所の点検と対策の実施をPDCAサイクルにより継続的に実施していくことが極めて重要でございますので、建設部としても市町村道管理者に働きかけるとともに、積極的に参画してまいりたいと考えております。

第2に、「幹線道路における交通事故の削減」に向けた取組でございます。

幹線道路における交通事故を効率的・効果的に削減するためには、特に事故発生割合が高い区間を抽出して、重点的に対策を実施していくことが必要です。

このため、本県では、全国施策である「事故危険箇所対策」に加え、県独自の強化対策として「直近1年間に死傷事故が5件以上発生した事故多发交差点」を随時抽出し、即時的に対策を講じることとしております。

対策に際しては、右折車線の設置など交差点の構造を改善する抜本的な対策を進める他、より広範かつ即時的に対策を講じていくために、現在の道路空間の中で、交差点への進入区間や右折車線を赤色や青色のカラー舗装により、ドライバーに注意喚起を図る速効対策に取り組んでまいります。

最後に、「自転車利用環境の創出」に向けた取り組みです。

安全で快適な自転車走行空間を確保するために、自転車と歩行者の利用空間の分離対策を推進するとともに、市町村など関係機関と連携し、より安全で快適な自転車ネットワークの整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上、建設部における主な交通安全に関する取り組みを説明させていただきました。

これらの取り組みを進めるにあたっては、本日まで出席の皆様方と連携を図り進めていく必要がございますので、今後ともご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

では最後に、県の交通安全に関し、広報啓発を担当する川島県民生活部長、どうぞ。

○ 県民生活部長

県民生活部長の川島でございます。

私ども県民生活部では、当会議の事務局を仰せつかっております。

まず、議題であります本年度の愛知県交通安全実施計画（案）につきまして、ご出席の皆様方に審議していただきまして、まずもって、御礼を申し上げます。

さて、私ども県民生活部では、交通安全に関する、県民総ぐるみの取組みとして、本県の死亡事故の特徴が、事故原因の約 8 割がドライバーの法令違反であることや、死亡者数の約 6 割を高齢者が占めているという点を踏まえて、広報啓発活動を積極的に取り組んでいるところでございます。

第 9 次愛知県交通安全計画は今年度最終年次を迎え、この計画で掲げる目標を達成するためには、実施計画の担う役割が、非常に大きなものでございます。

本年度の具体的取組としては、ドライバーの運転マナーの向上に向け、ドライブレコーダーに記録された法令違反や、悪質危険運転の映像を用いた啓発を行うキャラバン隊を結成し、ドライバーに対して交通ルールの遵守を訴えてまいります。

また、高齢者対策では、平成 26 年度に実施した「高齢者交通安全川柳コンテスト」の優秀作品を活用して映画館における広告映像による広報や、それに合わせた啓発活動を実施します。

さらに、地域の実情に合わせた実効性があり創意工夫にあふれた取組の掘り起こすため、「地域連携交通安全モデル事業」を行います。この事業では、市町村と地元企業や団体などの地域の関係者が連携して行う啓発活動をモデル事業として委託するものであり、その成果は広く県内に周知してまいります。

そして、飲酒運転の根絶や、全ての座席におけるシートベルトやチャイルドシートの正しい着用についても粘り強く訴えてまいります。

このような広報啓発活動を通じて県民の皆様の交通安全意識の高揚を図り、交通事故死者数と交通事故の減少に向けて努力してまいりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは、その他の委員の方で、何か御意見や御質問等ございましたら発言していただきたいと思っております。

特に御意見、御質問もないようでございますので、実施計画につきまして

は、原案どおり決定することといたしまして御異議はございませんでしょうか。

○ 各委員

「異議なし」の声

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは原案どおり決定いたします。

ただ今決定されました、計画の推進につきましては、本日御出席されました各委員の皆様方の一層の御協力をお願い申し上げ、また、県民の皆様方と一体となった取組を進めていただき、死者数はもとより、交通事故全体の減少を目指しまして、「交通事故のない社会」の実現を目指していきたいと考えております。

皆様には、議事の円滑な進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして議長の務めを終わらせていただきます。

（４）閉会

○ 事務局（地域安全課主幹）

ありがとうございました。

以上で平成２７年度愛知県交通安全対策会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中御出席いただきありがとうございました。資料等お忘れ物のないようにお願いします。